

出力 5w の国際 VHF 無線機器に係る取り扱いについて  
(お知らせ)

平成 22 年 6 月 16 日  
日本小型船舶検査機構

総務省では、平成 20 年 4 月に船舶の航行の安全を確保するために船舶共通通信システムの早急な普及のための検討会を設け、翌年 10 月に電波法に係る規則の改正を行いました。これにより、従来よりも簡易に許可を受けることができ、かつ、安価に購入することができる出力 5w の国際 VHF 無線機器（以下「5w 型国際 VHF」という。）が市販されているところです。

このことにより、当機構では、5w 型国際 VHF を備える小型船舶について船舶安全法で定める諸設備に係る緩和の可否を、国土交通省とこれまで協議してきたところです。この結果、5w 型国際 VHF (16ch を有するものに限る。)を備える特定の船舶にあっては、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせ致します。

なお、これまで開示している日本小型船舶検査機構検査事務規程細則又は備品一覧表等において「国際 VHF」と記載があるものは、特段の記載がない限り 5w 型国際 VHF を含まないのでご注意ください。

記

- 平水区域のみ又は 2 時間限定沿海区域のみを航行区域とする小型船舶（旅客船を除く。）にあっては、小型船舶用信号紅炎（2 本 1 組）の備え付けを省略します。
- 総トン数 5 トン以上の 2 時間限定沿海区域を航行区域とする小型船舶（旅客船を除く。）にあっては、小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器の備え付けを省略します。
- 平水区域のみ又は 2 時間限定沿海区域のみを航行区域とする小型船舶（旅客船に限る。）にあっては、母港が 5w 型国際 VHF のサービスエリア内にあるものに限って、これを一般通信用無線電信等として認めます。

以上